

平成 27 年度第 4 回岡崎市景観審議会議事録

1 会議の日時 平成 28 年 1 月 29 日（金） 午後 1 時 30 分～午後 4 時 30 分

2 会議の場所 岡崎市役所分館 2 階 202 号室

3 会議の議題

- (1) 諮問第 6 号 「岡崎市屋外広告物適正化基本方針について」
- (2) 諮問第 7 号 「屋外広告物の表示もしくは屋外広告物を掲出する物件の設置を禁止し、又は制限する区間及び区域の指定の一部変更について」
- (3) 諮問第 8 号 「第 2 回おかざき景観賞の審査について」
- (4) 報告第 6 号 「岡崎市歴史的風致維持向上計画の策定について」
- (5) 報告第 7 号 「大樹寺から岡崎城天主への眺望計画の策定について」

4 会議に出席した委員（14 名）

学識経験者	河江 喜久代	
学識経験者	水津 功	
学識経験者	丹羽 誠次郎	
学識経験者	瀬口 哲夫	
学識経験者	中根 克弘	
学識経験者	長谷川 明子	
学識経験者	堀越 哲美	
景観整備機構	佐藤 繁子	
愛知県広告美術業協同組合		柴田 芳孝
景観整備機構	天野 裕	
景観整備機構	岩月 美穂	
岡崎商工会議所	林 みずほ	
公募市民	新海 眞二	
公募市民	大野 敏夫	

5 説明者

都市整備部次長		足立 邦雄
都市整備部都市計画課	景観推進班班長	木下 政樹
都市整備部都市計画課	景観推進班主任主査	中村 敦
都市西部部都市計画課	景観推進班主査	牛田 ゆかり
都市整備部都市計画課	景観推進班技師	鈴木 孝道
都市整備部都市計画課	景観推進班主事	武田 穂波

6 議事録署名委員の指名

瀬口会長が議長として長谷川委員及び岩月委員を議事録署名委員に指名した。

7 会議の公開の可否について

本日の会議について、事務局から、岡崎市景観審議会運営規程並びに岡崎市情報公開条例における会議の公開及び非公開に関する諸規定の説明を行うとともに、諮問第8号については非公開、他の議題については公開とすべき旨を提案したところ、全会一致で承認された。

8 諮問第6号「岡崎市屋外広告物適正化基本方針について」(説明)

議長が諮問第6号に関する説明を求め、提出した資料に基づき次の事項について事務局から説明した。

(1) 適正化基本方針における、前回審議を受けての変更点について

9 諮問第6号「岡崎市屋外広告物適正化基本方針について」(質疑)

次の趣旨の質疑がなされた。

大野委員：

12ページ基本方針について、17ページ基本理念と用語を統一した方が良い。そして、基本的な考え方は下段の説明文の内容を表すため、説明文の前に移動させるのが適切と考える。

また、12ページ「推進体制の強化」を、17ページ「安全対策及び推進体制の強化」と用語を統一してほしい。

アンケートについては、こういった年齢層の何名程度からアンケートを取ったのか。分母を知りたい。

事務局：

表記をご指摘の通りに修正したい。

アンケートについては、eモニター制度を元を実施しており、様々な年齢層の市にご登録頂いている方々より取らせて頂いている。分母については調べた後、追加したい。

大野委員：

アンケートを取る事は重要であるが、アンケートの結果に施策が振り回されないよう留意してほしい。

瀬口会長：

アンケートに変な方向へ施策が行くような回答が見られたか。

大野委員：

今回のアンケートでは見られなかった。

瀬口会長：

適正化基本方針に補足として、e モニター制度を利用した点、また、分母を追加いただきたい。

柴田会長：

17 ページの施策の方向性、現状・課題における、地域の特性に応じたルール作りにおいて、新たな広告形態や技術への対応の遅れと記載されているが、どのような広告形態や技術へのイメージを持っているのか。

事務局：

デジタルサイネージ等を想定している。また、様々な媒体への掲出が可能になってきているため、今まで無かったような広告が現れてくるであろうと想定している。

柴田委員：

今まで見た事も無いような広告が出てきた場合に、従来の条例等での規制が適用されないという事で、このような文言を入れていると考えて良いか。

事務局：

ご指摘の通りである。

大野委員：

17 ページの施策の基本的方向における、「普及啓発」について。より具体的にどのような施策を展開するのかをしっかりと検討して推進してほしい。

議長が諮問第 6 号に関する質疑の終結を宣言した後、諮問第 6 号について全会一致で原案のとおり同意し、その旨を答申することに決定した。

10 諮問第 7 号「屋外広告物の表示もしくは屋外広告物を掲出する物件の設置を禁止し、又は制限する区間及び区域の指定の一部変更について」（説明）

議長が諮問第 7 号に関する説明を求め、提出した資料に基づき次の事項について事務局から説明した。

- (1) 新東名高速道路等の供用開始に伴う規制の考え方について
- (2) 告示（案）について

11 諮問第7号「屋外広告物の表示もしくは屋外広告物を掲出する物件の設置を禁止し、又は制限する区間及び区域の指定の一部変更について」（質疑）

次の趣旨の質疑がなされた。

柴田委員：

適用除外の物件が適用除外で無くなった場合は、どのように考えているのか。

事務局：

こうした規制を先行で行っている自治体の場合は、更新の都度展望の可不可が分かる資料を申請者より提出させており、展望ができると分かった物件については順次規制を適用する形に改める場合が多い。

柴田委員：

当然新規申請時にも展望不可の扱いを受ける場合には、展望ができない事を証明する書類が必要であると考えていいか。

事務局：

ご指摘の通り。

瀬口会長：

今の質問では、当初申請の際には展望不可の為適用除外となったものについても、更新時には必ず展望不可である事を証明する必要がある、という事であると理解していいか。

事務局：

そう言った考え方になる。

堀越委員：

「明らかに展望できない」という部分について。見える見えないは具体的にどういった基準で判断するのか。イラストでは遮音壁から水平線を引き、そのゾーンを見えないとしているが、そういった考え方になるのか。

事務局：

イラストはイメージとして掲載しており、判断は「当該路線から一般的に見えるか否か」で判断する事になる。見える見えないの証明については、申請者より、広告の立っている地点から写真を撮影して証明させる事が全国的に見て一般的なものである。

堀越委員：

見える見えないについては、乗用車を想定して考えているのか。トラックやバスからは見えるという事があるかと思うが。

事務局：

特殊な車両まで考えていくと、運用上大変判断が難しい部分があるため、乗用車を基準に考えるものと思われる。

瀬口会長：

トラックからは見えても良いが、乗用車から見えなければ適用除外になるという考え方か。

事務局：

現状そのように考えている。

見える見えないで実際は判断をする事になるかと思う。だが、実態としては大変難しい。地図だけで判断をしている自治体もある。新東名高速道路は全線乗せて頂いてビデオも撮影し、実際に見える見えないを確認した。

横浜市では、申請者に高速を走っての写真撮影を求めている。色々な自治体で色々な運用を行っており、バス等については事例を積み重ねていくほかないと考えているが、基本は見える見えないで判断をしたいと考えている。

丹羽委員：

「明らかに」展望できないもの、とあるので、ちょっと強めに判断されても良いかと思う。

事務局：

そのように考えている。

長谷川委員：

人口集中地区や商業地域での禁止地域の規制緩和について。綺麗な風景が乱雑なものとなってしまうように、風格ある広告景観へ将来的に誘導して行ってほしい。

事務局：

今回は高速道路に限った規制の為、委員の言われるように、今後地区ごとの魅力を高めていく個別の規制を、適正化基本方針に基づき展開して行きたいと考えている。

佐藤委員：

屋外広告物について、色々な他市や判例にあてはめるような印象を受けたが、岡崎市独自の屋外広告物へのスタイルのようなものを持っているか。

事務局：

まさに「適正化基本方針」が始まりとなる。本市は規制図ひとつとっても分かりにくいものとなっており、先進地ではレベル1～6までの規制など、非常に明快なものとなっている。総量規制などの考え方も含めて、適正化基本方針を定め、施策の対応を図っていきたいと考えている。

12 諮問第8号「第2回おかざき景観賞の審査について」（説明）

【諮問第8号については非公開】

13 諮問第8号「第2回おかざき景観賞の審査について」（質疑）

【諮問第8号については非公開】

14 報告第6号「岡崎市歴史的風致維持向上計画の策定について」（説明）

議長が報告第6号に関する説明を求め、提出した資料に基づき次の事項について事務局から説明した。

(1) 岡崎市歴史的風致維持向上計画の策定について

15 報告第6号「岡崎市歴史的風致維持向上計画の策定について」（質疑）

次の趣旨の質疑がなされた。

柴田委員：

本編 269 ページの説明の際言及のあった重点区域の拡充については、現在指定されている3か所以外に増えるという事か。ビスタラインとは別に、岡崎城周辺の景観を保全する区域指定をかけられてはどうかと思う。

もうひとつは、維持向上すべき歴史的風致として7つ挙げられており、この中に文化芸能と言ったものがないが、そうしたものは対象外なのか。

事務局：

重点区域の拡充については、岡崎城周辺についても段階的に指定を進めて参りたいと考える。

柴田委員：

既に城付近の国道一号沿いにLEDの電光掲示板が立つなどの状況にあり、後手後手になる事を危惧している。

事務局：

文化芸能についても、伝統的な活動ということで、概ね50年以上という基準はあるが、歴史的な建造物等の場所と周辺の市街地、それらも含めて歴史的風致となれば、記載することができる。

今回7つの歴史的風致の中には伝統文化という括りは設けていないが、それぞれを個別に見ていくと、例えば2番の「東海道を舞台にした信仰・祭礼等にみる歴史的風致」では、街道沿いの地区ごとに行われている地元に根付いた祭りについて記載している。

また、今回第2章の歴史的風致の中に加えることができなかつたものについても、例えば第1章の城下町の文人や俳人、画家等の記載にあるように、岡崎市の歴史的風致の背景として記載するなど拾っていただければと考えている。

柴田委員：

岡崎には「正調岡崎五万石」という歌があり、こうしたものも追加を検討してほしい。一説には菅生川に船頭さんが入る際に歌った民謡であるという。庶民に広まったのは明治時代からという説もある。

瀬口会長：

ご検討いただきたい。

新海委員：

概要版の17ページについて、八丁味噌の写真の説明に修正が必要な部分がある。「廻船による輸送」ではなく、「川舟による輸送」であるし、「仕込みと醸造」となっているが、本文中では「仕込み」となっている。

また、12ページの祇園祭の部分で、順路となるまちの順番は毎年変わるため、具体的に順路を書かない表記に改めた方が良くと思う。

また、5ページの(5)近代で、明治時代に「岡崎城の廃城令」とあるが、「岡崎城の廃城令」という法律はなく、方針に基づいて岡崎城が廃城となったので、「岡崎城の廃城」だけで良いのではないか。

また、文芸サロンについて良く分からなかつたので解説してほしい。

瀬口会長：

八丁味噌については八丁味噌の蔵元に聞いてもらって、後は教育委員会に書くように伝えて頂ければと思う。

事務局：

新海委員は地元でもあるため、東海道の本宿について後ほどヒアリングをさせて頂きたい。

また、教育委員会と良く調整をして進めたい。2月5日よりパブリックコメントも始まるため、広くご意見を頂戴して、修正等検討したいと考えている。

長谷川委員：

本編の271ページについて。ビスタラインに関して現実味を帯びてきて、良い条例ができそうで心強い。防災の視点も含めて、電線類地中化についても、連携して推進する等の内容の記載を検討してほしい。

事務局：

本編には記載がないが、最終的に事業計画を作るので、その中で無電柱化を積極的に推進して行きたい。

大野委員：

概要版の23ページ、(4)「歴史的風致の維持向上に関する方針」の、⑤「地域活性化や観光振興の展開」に、「着地型観光に向けた受入環境整備の促進」とある。岡崎市には国外より観光客が来るものの、宿泊してもらえない。結果、お金が落ちないという悩みがある。これは、そのあたりをもう少し良くしようという考えか。

昨今は泊ってもらって色々な体験もできる観光が人気である。そういった面も含めよりよくして行ってもらえればと思う。

瀬口会長：

観光部局と連携すれば、まちづくりや歴史的風致維持向上の中で、観光客も増えるだろうと思う。ただし、この計画は観光を主たる目的として策定する訳ではない。

事務局：

概要2ページの、計画の策定体制における市内体制にあるように、今回副市長を会長として関係部長が加わる策定体制を講じており、また、岡崎市の総合計画においても重点プロジェクトの一つに「歴史観光プロジェクト」を掲げていることから、観光部局とも連携を密に行なって参りたいと考えている。観光まちづくりを推進するために、この歴史まちづくり事業や国の支援を得て、連携を取りつつ進めて行きたいと思う。

中根委員：

着地型観光という用語を、滞在型観光などに改めてはどうか。なぜこの言葉が使われたのか。

事務局：

着地型観光は、観光庁で用いられている単語で、本編では253ページに記載があり、下部に注記を記載している。

瀬口会長：

大勢の人を運んでくるツアー会社がやるのではなくて、地元の人たちが企画して、着地、つまり目的地のサイドから色々企画をして少人数の観光客を受け入れる観光のことを指す。県内では西尾市がいくつか試みている。

事務局：

先日おとがわプロジェクトとして、市長に市民提案が提出されたが、その中に歴史観光というプロジェクトチームがあり、岡崎の歴史文化の資産を活用して地域の方が来訪者へ体験プログラムを提供する、こうした取り組みを来年度試行的にやっという動きが進みつつある。

佐藤委員：

風致地区について、真伝の方にもあったかと思うが、真伝は自然の風致地区で、本計画での風致地区は歴史の風致地区、という解釈で良いか。

事務局：

従来風致地区のイメージは自然を守る、というものであると思うが、今回の「歴史的風致」は、歴史的な風情や佇まいというような、平成20年の歴史まちづくり法ができた時に初めて定義がされたものである。

堀越委員：

三門の真ん中から見ると岡崎城が見える、とあるが、絵画の色々な事例を参考にすると、山との関係からずれていて良いのではないかと思う。本来もう少し検証すると、真ん中ではなくずれている方がバランスが良いのかもしれない。もし修正する場合にはどちらにも取れるようにしておくかと思う。

瀬口会長：

元々は本堂に家康の位牌があり、そこから岡崎城が見えるよう整備されたとされる。そして岡崎城から、本堂に祀ってある位牌を拝むというような意図での眺望景観だったと記憶している。

14 報告第7号「大樹寺から岡崎城天守への眺望計画の策定について」(説明)

議長が報告第7号に関する説明を求め、提出した資料に基づき次の事項について事務局から説明した。

- (1) 眺望計画の策定までの経緯について
- (2) 眺望計画の概要、策定の手続き、変更命令等について

- (3) 眺望計画と上位計画との関連について
- (4) 岡崎市景観計画について
- (5) 大樹寺から岡崎城天守への眺望計画について
- (6) 眺望計画の策定スケジュールについて
- (7) 税制上の支援措置について

15 報告第7号「大樹寺から岡崎城天守への眺望計画の策定について」(質疑)

次の趣旨の質疑がなされた。

佐藤委員：

違反した場合1年以下の懲役又は50万円以下の罰金と書いてあるが、安すぎないか。ある程度大規模な建築物を建てた場合、50万払ってもいいから違法建築物を建てたいという人がいるかもしれない。

事務局：

刑の重さについては市独自で規定することができない為、条例改正に際し名古屋地方検察庁の協議の元、景観法の罰則にも準じる形で罪の重さを合わせている。

また、50万円を払ったからと言って建築物がそのままいい訳でもないので、処罰を行ったうえで行政代執行などの事務を進める形となると思われる。

佐藤委員：

危惧している点について。ビスタライン上にお住いの方々にはご説明をしていくかと思うが、その土地を手放さなければいけなくなった人がいたとして、不動産屋さんなどが入って、知るか知らずか、重要事項説明書等で説明せずに購入した人が出た場合、買ってしまった人は全て計画を立ててしまっている中でそれを後から知ることとなる。こうしたことを防ぐためにも、もっと大々的にビスタラインに配慮の必要がある、という意識付けをした方が良いのではないか。

瀬口会長：

その場合は建築士の責任になるかと思う。

佐藤委員：

大手の建築会社が入っている場合、建築士が責任を取るのだが、建築会社が建てるケースもある。

瀬口会長：

確認申請が通らないかと思われる。

事務局：

条例に基づく眺望計画は建築基準法上関係規定には該当しないため、確認申請を受け付けた市及び検査機関はこの基準を超える建築物が出されても審査する必要は法律上無いという形になっている。

中根委員：

条例について、少し整理をしたい。

現行の景観法の言う景観の中には眺望景観は入らない可能性が高く、景観法が明確に規制の対象としていない眺望景観を、条例で規制する事が果たして許されるのかという点がまずある。しかし景観法の趣旨として、景観法で明確に規定していないことについて、自治体が自治権に基づいて条例を定めてはならないとは言っていない。よって、景観法が明確に規定していないものであっても、自治権に基づき自治体が保護の必要があると考えるものについては、規制の対象に加えて良いものとなる。そのため、今回岡崎市は眺望景観を規制の対象に加えた。

その上で、罰則が軽すぎるのではないかという点については、法律と条例の関係で、日本では法律の方が上位とされているため、法律を超えて条例で規定をする事が許されない。変更命令に違反したものについては、景観法が本条例と同じ範囲で刑罰を科しており、それより重い罰則規定を設けることが条例制定権の限界を超えるのではないかという疑義を招くので、今回この疑義にあえて挑戦しないものであると考えている。抑止効果は不十分かもしれないが、本罰則の規定が限界であると思われる。

建築確認については、建築基準法上関係規定には該当しない。景観地区に指定して高さ制限をかければ、その段階で都市計画法という事で建築関係法規になり、高さ制限に違反していれば確認申請は下りない。だが実際に景観地区の指定までは踏み込まないケースが多い。あくまで重点形成地区であって景観地区ではないので、氏名公表やマスコミでの批判などで牽制していく形となるのではないか。

瀬口会長：

懲役か罰金かはどのように決めるのか。

中根委員：

起訴する裁判所が決める。最終的な選択権は検察が持つ。

事務局：

我々は告発をする立場となる。また、現在景観法と確認行為はリンクができていないが、まちづくり条例において全ての許認可の手続きに入る前に、事前に協議くださいというワンクッションを置くことで、我々も情報をキャッチして手続きを行っている。それでも悪意を持

ってやられる人がいると、対処できないというのが現状。

新海委員：

平成20年からビスタラインの取組みを進め、良くここまで来た、がんばってくれたと思っている。先日ビスタラインを大樹寺から見たところ、周囲の方が皆ビスタラインを知らなかった。以前は大樹寺の門内にビスタラインの説明があったが、今は外側に設置されている。門内から説明が見えず、また門外は車が通り危険でもあるため、三門の中にも市などが説明書きを設置した方が良いのでは。

罰則が弱いのではないかという点については、広く周知を徹底するといいと感じている。

長谷川委員：

城の背景にある、森林に対するアプローチはどのように行っているか。あくまで都市計画の中で行っていることは理解しているが、森林に関して何か網掛けを行っていない場合、切られてしまい、イメージと異なるものが背景に出てきてしまう恐れがある。

ビスタラインを守ると同時に、ライン上については声がけを早めにしてほしい。

事務局：

ビスタラインの背景に出ている山は、西尾市に位置している。犬山城は犬山市と対岸の各務ヶ原市が連携しているように、将来的には西尾市との連携も取らなければならないと思うが、規制をするとしたらかなり広範囲に及ぶ状況にある。かなりハードルの高い問題であるため、研究をして参りたいと思う。

長谷川委員：

西尾市のエリア内の山について個々の所有者の把握は。

事務局：

未確認である。

丹羽委員：

14ページ、15ページの「若しくは」を「または」に直す必要は無いか。
「行為、新築・改築～」の部分。

事務局：

文節が切れており、公用文の中では整理がついている。

20 その他

事務局：

日程について。2/26（金）は午前中に現場を視察し、午後から審査となる。

また、2月15日に「新・観光立国論」のデービッド・アトキンソン氏をお招きし、岡崎市歴史まちづくりシンポジウムを開催予定である。

議長が全ての議事日程の終了を告げ、平成27年度第3回岡崎市景観審議会を閉会した。

平成 年 月 日

岡崎市景観審議会会長

議事録署名者

議事録署名者
